

## 独立行政法人造幣局職員給与規程

昭和45年3月25日  
造幣局訓令第11号

最終改正 令和6年3月29日 造幣局訓令第16号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この訓令は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第57条第2項及び独立行政法人造幣局就業規則（平成15年造幣局訓令第21号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、独立行政法人造幣局に勤務する職員（独立行政法人造幣局非常勤職員就業規則（平成15年独立行政法人造幣局訓令第28号）第3条に定める者を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の給与についての特例は、別に定める。

#### (給与の定義)

第2条 この訓令において給与とは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び奨励手当をいう。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれないものとする。

#### (給与の支給)

第3条 給与はすべて現金で、直接その職員に支給する。

2 給与の支給に当たっては、就業規則第41条において規定するもののほかは、控除しない。

3 給与は給与簿に基づいて支給する。

4 給与簿等の様式その他必要な事項については、総務部人事課が臨達をもって定めることとする。

5 前項の様式等は局内電子掲示板に掲載する方法により、広く局内に周知しなければならない。

6 職員から申出があった場合において、給与の口座振込取扱細則（平成10年造幣局訓令第28号。以下この条において「細則」という。）に定める基準に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によって支給することができる。

7 前項の申出は書面により行うこととし、申出の内容を変更する場合又は振込みを取りやめる場合についても、同様とする。

8 前項の書面には、振込みを希望する金額、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項を記載しなければならない。

9 前三項に定めるもののほか、給与の振込みに関し必要な事項は、細則で定める。

#### (給与の非常時払い)

第4条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、次の

各号により算出した給与を、支給日前であってもその際支給する。

- 一 債給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手當にあっては、請求のあった日までの分を第21条第6項に規定する日割計算により算出した額
- 二 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手當にあっては、請求のあった日までの分の額  
(勤務1時間当たりの給与額)

第5条 第30条第2項、第4項、第5項及び第7項、第31条第2項並びに第32条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の2に規定する俸給及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を当該年度の1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 第6条、第43条の2、第43条の7、第43条の8、第43条の9及び第43条の12に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の2に規定する俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額とする。  
(給与の減額)

第6条 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程（平成15年造幣局訓令第22号。以下「勤務時間等規程」という。）第13条第1項の規定により祝日等の振替日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日等に代わる祝日等の振替日、勤務時間等規程第13条第4項の規定により祝日等の振替時間を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間のうち特に勤務することを命ぜられた時間を勤務した職員にあっては、当該祝日等の勤務に代わる祝日等の振替時間）、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）の休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により祝日等の振替日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日等に代わる祝日等の振替日、勤務時間等規程第13条第4項の規定により祝日等の振替時間を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間のうち特に勤務することを命ぜられた時間を勤務した職員にあっては、当該祝日等の勤務に代わる祝日等の振替時間）又は勤務時間等規程第11条第2項に規定する別に定める時間（以下「祝日若しくは年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に所属長（本局においては理事長、支局においては支局長をいう。以下同じ。）の承認のあった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

## 第2章 債給

### (俸給)

第7条 各職員の受ける俸給は、その職務の内容と責任の度及びその他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第7条の2 俸給は、勤務時間等規程第8条第3項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この訓令に定める扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び奨励手当を除

いた全額とする。

(職種の分類と格付け)

第8条 職員の職務は、これを次表職種欄に掲げる職種に応じ、同表職種の級欄に掲げる各級に格付けする。

職種	職種の級									
一般職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
研究職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級			
工芸職	1級	2級	3級	4級	5級					
技能職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
医療職	1級	2級	3級							
医療看護職	1級	2級	3級	4級						
技術・調査専門職	1級	2級	3級							

第9条 前条に規定する職種の分類及び職種の級への格付けは、職種分類表（別表第1）及び職種級別標準官職表（別表第2）に基づいて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の職種の分類及び職種の級への格付けは、職務の内容に基づき行うものとする。

(俸給表)

第10条 俸給表は、別表第4に定めるとおりとし、各俸給表の適用範団は、各俸給表に定めるところによる。

2 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の基準俸給月額に、勤務時間等規程第3条第2項に基づき当該定年前再任用短時間勤務職員に割り振られた1週間あたりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た割合（以下「短時間勤務率」という。）を乗じて得た額とする。

(初任給の決定)

第11条 新たに職員となる者の初任給は、第9条及び初任給、昇格、昇給等の実施細則（昭和45年造幣局訓令第14号）に定める基準に従い決定するものとする。

(昇格)

第12条 職員は、その職務に応じ、その者の勤務成績に従い、昇格（現に属する職種の級の上位の級に格付けすることをいう。以下同じ。）させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務成績が優秀で、人格、識見及び統率力が特に優れていると認められる職員については、現に属する職種の級の1級上位の級に特に昇格させることができる。

3 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり若しくは死亡し、又は著しい障害の状態となった場合は、前二項の規定にかかわらず特に昇格させることができる。

第13条 削除

第14条 職員を昇格させた場合の昇格後の職種の級に適用される俸給表における号俸は、昇格の場合の対応号俸表（別表第5。以下「対応号俸表」という。）に定める昇格前の職種の級に適用される俸給表における号俸欄の号数に対応する昇格後の職種の級欄に掲げる号数とする。

- 2 第12条の規定により職員を昇格させた場合において、昇格後の職種の級が昇格の特定級表(別表第5の2。以下「特定級表」という。)に定める職種の級以上の職種の級であるときは、前項の規定による昇格後の号俸の4号俸上位の号数をもって昇格後の号俸(昇格後の職種の級に適用される俸給表における最高の号俸を超えるときは、当該最高の号俸)とする。
- 3 降格した職員のうち、次条の規定に基づき俸給月額を決定された職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る場合の昇格後の職種の級に適用される俸給表における号俸は、前二項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けている俸給月額と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸。)とする。

(降格)

第15条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けている号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)とする。

(初任給基準を異にする異動等の場合の級及び号俸の決定)

第16条 職員が職種を異にすることなく初任給基準に異なる初任給の定めがある他の区分に属する官職に異動した場合又は職種を異にして他の官職に異動した場合におけるその者の異動後の級及び号俸は、他の職員との均衡を考慮して定める。

第17条 職員が、新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合は、その者の号俸を新たに初任給として受けるべき額の号俸に決定することができる。

(定期昇給)

第18条 職員が、前年の4月1日から3月31日までの12か月間(以下「昇給所要期間」という。)を良好な成績で勤務した場合は、4号を標準号数として昇給させることができる。ただし、前年の定期昇給日の翌日以降に新たに職員となった者については、職員となった日からその直後の定期昇給日の前日までを昇給所要期間とみなし、その期間及びその期間における勤務成績に応じて昇給させる号数を決定するものとする。

- 2 満55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号」とあるのは、「2号」とする。
- 3 定期昇給日は、毎年4月1日とする。

(特別昇給)

第19条 職員が次の各号の一に該当する場合には、定期昇給以外に特に昇給させることができる。

- 一 組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合 4号
- 二 公務上の災害又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害により死亡した場合
  - イ 勤続年数が10年未満の者 4号
  - ロ 勤続年数が10年以上20年未満の者 8号
  - ハ 勤続年数が20年以上の者 12号
- 三 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより表彰を受けた場合 4号以内
- 四 職員研修に参加し、その成績が特に良好な場合 4号以内
- 五 生命をとして危険な業務を遂行し、事故を未然に防止した場合 4号以内

## 六 勤務成績が特に良好である場合 4号以内

- 2 特別昇給の日は、前項第1号の場合にあっては当該職員の退職日、同項第2号の場合にあっては当該職員の死亡の日、同項第3号から第5号までの場合にあってはその都度、同項第6号の場合にあっては定期昇給の日とする。

(最高号俸到達後の昇給制限)

第19条の2 職員の昇給は、その属する職種の級の最高の号俸を超えて行うことができない。

(復職時等における俸給月額の調整)

第20条 休職、組合専従休職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、病気休暇又は介護休暇（以下「休職等」という。）のため引き続き勤務しなかった職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、次の各号の定めるところにより、その者の俸給月額を調整することができる。

- 一 復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）において、休職等となった日から復職等の日の直前の定期昇給日までの期間を引き続き勤務したものとみなした場合に受けることとなる号俸と現に受ける号俸との差の号数について復職等号俸調整換算表（別表第6）に定める率を乗じて得られる号数（1号に満たない端数は、切り捨てる。以下「換算号数」という。）を現に受ける号俸に加算して調整（以下「第一次調整」という。）を行う。
- 二 復職等の日の直後の定期昇給日（復職等の日が定期昇給日であるときは、その日）において、休職等の期間を引き続き勤務したものとみなした場合に受けることとなる号俸と現に受ける号俸との差の号数について前号に準じて得られる換算号数を、現に受ける号俸に加算して調整を行う。ただし、第一次調整が行われた職員については、当該調整が行われなかつたものとみなして得られた換算号数とすでに第一次調整を行った号数との差の号数を、現に受ける号俸に加算して調整を行うものとする。

(俸給の支給)

第21条 俸給は、毎月16日にその月分を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、16日が、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは17日（17日が休日に当たるときは18日）に、土曜日に当たるときは15日に支給する。
- 3 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 4 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月までの俸給を支給する。
- 6 第3項及び第4項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給し若しくは改定して支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間等規程第4条第1項に規定する週休日及び勤務時間等規程第

7条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振られた日（以下「日曜日等」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算（以下「日割計算」という。）する。ただし、日曜日等と祝日若しくは年末年始の休日等が重なった場合には、日曜日等として取り扱うものとする。

- 7 その月の俸給の支給日後において新たに職員となった者及び俸給の支給日前において離職し、又は死亡した者には、俸給の支給日にかかわらず、その際俸給を支給することができる。

#### （俸給の調整額）

第21条の2 職員の職務が、当該職員の属する職種の級と同じ級に属する他の職員の職務に比して勤務条件等において著しく特殊であると認められる場合は、俸給の調整額をその者の俸給月額に加算して支給する。

- 2 俸給の調整額の支給を受ける職員及び俸給の調整額の月額は、別表第7に定めるとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員に支給する俸給の調整額は、同表に定める月額に短時間勤務率を乗じて得た額とする。

### 第3章 手当

#### （扶養手当）

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、職種の級が一般職9級以上に格付けされている職員（以下「一般職9級以上職員」という。）には、支給しない。

- 2 扶養親族とは、次の各号の一に該当する者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫
- 五 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号の扶養親族については3,600円（職種の級が一般職8級又は技術・調査専門職3級に格付けされている職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、2,000円）とし、同項第2号の扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき6,100円（職員に配偶者がいる場合にあっては、そのうち1人については7,500円）とし、同項第3号から第5号までの扶養親族については1人につき1,500円（一般職8級職員等にあっては、1,000円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、1,900円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 扶養親族の届出及び認定等については、扶養手当支給細則（昭和45年造幣局訓令第15号。次条において「細則」という。）に定めるところによる。

#### （扶養手当の支給）

第23条 扶養手当の支給は、次の表の第一欄に掲げる場合に、それぞれ同表の第二欄に掲げる

日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、又は支給額を改定する。ただし、その届出が、その事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は支給額を改定する。

	第一欄	第二欄
一	新たに職員となった者に扶養親族がある場合	職員となった日
二	扶養親族たる配偶者、父母等がある一般職9級以上職員が一般職9級以上職員以外の職員となった場合	一般職9級以上職員以外の職員となった日
三	扶養親族たる配偶者、父母等がある一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外の職員となった場合	一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外の職員となった日
四	扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件を備えるに至った者が生じた場合	その事実の生じた日
五	扶養手当を受けている職員で更に扶養親族たる要件を備えるに至った者が生じた場合	その事実の生じた日
六	扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（細則第2条第2号に該当する場合を除く。）	その事実の生じた日
七	職員の扶養親族たる子で細則第2条の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合	その事実の生じた日

- 2 扶養手当は、これを受けている職員が、次の表の第一欄に掲げる場合に、それぞれ同表の第二欄に掲げる日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、その支給を停止し、又は支給額を改定する。

	第一欄	第二欄
一	離職し、又は死亡した場合	離職し、又は死亡した日
二	扶養親族たる配偶者、父母等がある職員で一般職9級以上職員以外のものが一般職9級以上職員となった場合	一般職9級以上職員となった日
三	扶養親族たる配偶者、父母等がある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外のものが一般職8級職員等となった場合	一般職8級職員等となった日
四	扶養親族の全部又は一部について扶養親族たる要件を欠くに至った者が生じた場合	その事実の生じた日
五	扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（細則第2条第1号に該当する場合を除く。）	その事実の生じた日

- 3 扶養手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに扶養手当に係る事実が

確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。

- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは、俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

(地域手当)

第23条の2 地域手当は、次に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

一 さいたま市

二 大阪市

三 広島市

- 2 地域手当の月額は、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 前項第1号に掲げる地域 100分の9.4（財務省本省への併任発令を受けて、専ら財務省本省の職務に従事することを命じられた職員にあっては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3第2項第1号に定める割合）

二 前項第2号に掲げる地域 100分の10

三 前項第3号に掲げる地域 100分の6.4

- 3 職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合

(当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)において、当該異動又は移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に定める割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、前二項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に当該職員が在勤する地域を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）  
異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 4 地域手当は、俸給の支給に準じて支給する。

(広域異動手当)

第24条 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合において、当該異動につき別に定めるところにより算定した官署間の距離（異動の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）が300キロメートル以上であって住居と官署との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）が60キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の10から前条の規定により支給される地域手当の支給割合を減じて得た支給割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた官署への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、地域手当の支給割合が100分の10以上であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 3 前二項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動（以下この項において「再異動」という。）により前二項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当は支給しない。
- 4 紙与法の適用を受ける職員その他の別に定める者であった者から引き続きこの訓令の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動に準ずるものとして別に定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、別に定めるところにより、前三項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 5 広域異動手当は、俸給の支給に準じて支給する。
- 6 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、医療職に分類される官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職に新たに採用された職員に、採用の日から35年以内の期間、月額309,200円を超えない範囲内の額を支給する。

- 2 初任給調整手当は、俸給の支給に準じて支給する。
- 3 初任給調整手当を支給される官職、職員の範囲及び支給期間等については、別に定めるところによる。

(管理職手当)

第26条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定める官職を占める職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する官職を占める職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えない範囲内で別に定める額とする。
- 3 管理職手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、管理職手当を受けている職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務上の負傷若しくは疾

病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。)は、管理職手当は支給することができない。

- 4 前各項に規定するもののほか、この条に規定する管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第26条の2 管理職手当は、前条第1項に規定する職員のほか、本局に置かれる課長補佐(別に指定するものに限る。)及び当該課長補佐に相当等として別に指定する官職を占める職員のうちその職務の内容を考慮して理事長の決裁を受けて定める者についても支給する。

- 2 前項の管理職手当の月額は、同項に規定する官職を占める職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額の100分の10を超えない範囲内で別に定める額とする。

- 3 前条第3項の規定は、第1項の管理職手当の支給に準用する。

- 4 前各項に規定するもののほか、この条に規定する管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第26条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(造幣局宿舎規則(平成15年造幣局訓令第12号)第6条又は国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他住居手当支給細則(昭和54年造幣局訓令第29号。以下この条及び次条において、「細則」という。)で定める職員を除く。)

二 第28条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(造幣局宿舎規則第6条又は国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

- 3 住居手当の届出、認定基準及び支給額の決定方法等については、細則の定めるところによる。

(住居手当の支給)

第26条の4 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日

の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、細則第5条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 住居手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに住居手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日以後において支給することができる。
- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - 二 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。)
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
    - 二 前項第2号に掲げる職員 通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額)

三 前項第3号に掲げる職員 当該職員の運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- 3 勤務地を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、給与法の適用を受ける職員等であった者から引き続きこの訓令の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する官署で別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条及び次条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

（通勤手当の支給）

第28条 通勤手当の支給は、職員が前条第1項各号の一に該当することとなったときは、該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給している職員が前条第1項各号の一に該当しなくなったときは、該当しなくなった日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、通勤の届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により支給単位期間（別に定める通勤手当に係るものを除く。）又は別に定める通勤手当に係る期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。
- 4 通勤手当は、支給単位期間等に係る最初の月の俸給の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。
- 5 職員が支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡したときは、支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

（単身赴任手当）

第28条の2 官署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当支給細則（平成2年造幣局訓令第10号。以下この条において「細則」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（細則で定めるところにより算定した職員の住居と

配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて細則で定める額を加算した額とする。

- 3 紙与法の適用を受ける職員等であった者から引き続きこの訓令の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して細則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（単身赴任手当の支給）

第28条の3 単身赴任手当の支給は、職員が新たに前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が前条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、単身赴任の届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 単身赴任手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。
- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは、俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

（特殊勤務手当）

第29条 特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。

- 一 10メートル以上の足場等の架設物の上で行なう作業
- 二 著しく高いふく射熱にさらされる作業
- 三 有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業若しくは高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業
- 四 高圧活線に接近して行なう作業
- 五 重量物取扱作業
- 六 レントゲン作業
- 七 有害危険な薬品を使用する作業又はそれらの薬品及び圧縮ガスの運搬作業

- 八 伝染病菌が附着し、又は附着する危険がある物件の処理作業
- 九 粉末又はじんあいを著しく飛散する作業
- 十 圧搾空気を使用して行なう着色アミールの吹付作業
- 十一 高いふく射熱にさらされる作業
- 十二 3000ボルト以上の高圧線配電設備の保守作業

2 前項に規定する特殊勤務作業（以下「特殊勤務作業」という。）の手当の額は、特殊勤務の作業内容及び手当額表（別表第9）に定める額とする。

（超過勤務手当）

第30条 超過勤務手当は、職員（第26条第1項に規定する官職を占める職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。

2 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、正規の勤務時間を超えて勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間等規程第26条の2第1項に規定する代替休暇を与えられた場合において、当該代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第2項各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

7 勤務時間等規程第13条の2第2項の規定により代休を付与された場合には、その勤務しない時間1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの額の超過勤務手当を支給しない。

8 定年前再任用短時間勤務職員が、第3項に規定する超過勤務時間中において特殊勤務作業に従事した場合は、前条第2項を適用し、第33条の規定は適用しない。

（休日給）

第31条 休日給は、職員が祝日若しくは年末年始の休日等の正規の勤務時間中に勤務すること

を命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。

- 2 休日給の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。
- 3 前条第7項の規定は、休日給の支給について準用する。

(夜勤手当)

第32条 夜勤手当は、職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。

- 2 夜勤手当の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当等の附加額)

第33条 職員が前三条に規定する勤務時間中において、特殊勤務作業に従事した場合は、その従事した勤務時間数に応じ、附加額基礎額に前三条に規定する勤務に応じて定める割合を乗じて得た額を、前三条に規定する手当額に加算して支給する。

- 2 前項の附加額基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。
  - 一 前三条に規定する勤務時間中において、特殊勤務作業に引き続き4時間以上従事した場合又は正規の勤務時間から引き続き超過勤務時間中にわたって特殊勤務作業に従事し、その従事した時間が4時間以上である場合 従事した特殊勤務作業の4時間以上の手当額を1日所定勤務時間数（勤務時間等規程第3条第1項に規定する時間数を勤務時間等規程第4条第2項本文に規定する日数で除して得た数をいう。次号において同じ。）で除して得た額
  - 二 前号の特殊勤務作業の従事時間が4時間未満の場合 従事した特殊勤務作業の4時間未満の手当額を1日所定勤務時間数で除して得た額

第34条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第34条の2 第26条第1項に規定する官職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により日曜日等又は祝日若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当等の支給)

第35条 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当（以下本条中「特殊勤務手当等」という。）は、その月分を翌月の俸給の支給日に支給する。

- 2 職員が勤務時間等規程第26条の2第1項の規定により与えられた代替休暇に勤務した場合において支給する当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間等規程第26条の2第1項の規定により代替休暇が与えられた日の属する月の翌月の」とする。
- 3 職員が離職し、又は死亡した場合には、特殊勤務手当等は、その離職し、又は死亡した日までの分を、その際支給する。

第36条 削除

(期末手当)

第37条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第38条まで及び第43条の3においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、別に定める基礎割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第38条第2項及び第3項において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 職員の職務を考慮して、別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（第26条第1項に規定する官職を占める職員（休職にされている職員を除く。）にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 期末手当の支給等に関し、必要な事項は、別に定めるところによる。

第37条の2 次の各号のいずれかに該当する職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号又は第5号に掲げる職員にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第76条の規定により失職した職員

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる職員を除く。）で、当該離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項第1号又は第2号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員（当該処分を取り消された職員を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

五 次条第1項第3号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員（当該処分を取り消された職員を除く。）で、支給日以降その非違に関し、国家公務員法第76条の規定により失職し又は同法第82条の規定により懲戒免職の処分を受けたもの

第37条の3 所属長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 支給日の前日までに離職し、離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編

に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- 二 支給日の前日までに離職し、離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕された場合又は当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支給することが公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき
  - 三 支給日在職し、当該支給日の前日までに国家公務員法第76条の規定による失職又は同法第82条の規定による懲戒免職事由に相当する非違があると思料するに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支給することが公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた職員は、国家公務員法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした所属長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 所属長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた職員が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りではない。
- 一 一時差止処分を受けた職員が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた職員について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた職員が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
  - 四 一時差止処分を受けた職員が当該一時差止処分の理由となった非違に関し、失職せず又は懲戒免職の処分を受けなかった場合
- 4 前項の規定は、所属長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 所属長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき職員に対して当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国家公務員法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた職員は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定めるところによる。  
(奨励手当)

第38条 奨励手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の業績評価（独立行政法人造幣局人事評価実施規程（平成15年造幣局訓令第68号）第4条第1項に規定する業績評価をいう。）の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況（次項において「勤務成績」という。）に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、別に定める基礎割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務期間の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の200以下の範囲内で勤務成績を考慮して別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、奨励手当の額の別に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該区分に属する職員の奨励手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、別に定める総額割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の奨励手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第37条第4項の規定は、第2項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは、「第38条第2項の奨励手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 奨励手当の支給等に關し、必要な事項は、別に定めるところによる。
- 6 前二条の規定は、第1項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、第37条の2中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と読み替えるものとする。  
(期末手当及び奨励手当の支給日)

第39条 期末手当及び奨励手当の支給日は、別に定める日とする。

#### **第4章 休職者の給与等**

##### **(休職者の給与)**

第40条 職員が結核性疾患にかかり休職となったときは、その休職の期間に応じ、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 休職の期間が満1年に達するまで 100分の80
- 二 休職の期間が満1年を超える満2年に達するまで 100分の60
- 三 休職の期間が満2年を超える満3年に達するまで 100分の40
- 2 職員が前項以外の心身の故障により休職となったときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 3 職員が刑事事件に關し起訴されたため休職となったときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の60を支給する。
- 4 職員が前三項以外の事由に該当して休職となったときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の70を支給する。
- 5 休職中の職員には、前四項に定める給与以外のいかなる給与も支給しない。
- 6 第1項、第2項又は第4項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で、第37条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは第39条の規定に基づく

支給日に、それぞれ第1項、第2項又は第4項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条の2及び第37条の規定を準用する。この場合において、第37条の2中「前条第1項」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

(停職中の者の給与)

第41条 職員が停職となったときは、その停職の期間中、いかなる給与も支給しない。ただし、職員が意に反する不利益処分に関し、その審査を人事院に請求し、処分を受けるべき事由がないことが判明し、処分取消の発令があった場合は、この限りでない。

(組合専従休職者の給与)

第42条 職員が組合専従休職となったときは、その組合専従休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(組合休暇中の者の給与)

第43条 組合休暇を許可された職員に対しては、その組合休暇の期間中、俸給、地域手当及び広域異動手当は、支給しない。

(介護休暇中の者の給与)

第43条の2 職員が勤務時間等規程第27条第1項に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業期間中の給与)

第43条の3 職員が育児休業をしているときは、その育児休業の期間中いかなる給与も支給しない。ただし、基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間として別に定める期間を含む。）がある職員の当該基準日に係る期末手当及び奨励手当については、この限りでない。

(育児短時間勤務職員の給与)

第43条の4 育児休業法第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員についてのこの訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の属する職種の級に応じた額に、勤務時間等規程第32条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第11条	決定するものとする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた

		額に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第1項、第2項及び第3項並びに第15条	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第16条	定める	定めるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第17条	決定することができる	決定することができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第1項ただし書	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第1項	昇給させることができる	昇給させることができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第21条第6項	勤務時間等規程	勤務時間等規程第32条の規定により読み替えられた勤務時間等規程
第21条の2第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第12条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	短時間勤務率	算出率
第27条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第30条第2項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務職員が、次の第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする
第30条第8項	定年前再任用短時間勤務	育児短時間勤務職員

	職員	
	第3項	第2項ただし書
第37条第3項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第37条第4項及び第38条第3項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第37条第4項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の給与)

第43条の5 育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員についてのこの訓令の規定の適用については、前条の規定を準用する。

(任期付短時間勤務職員の給与)

第43条の6 育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員についてのこの訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	決定するものとする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等規程第34条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第14条第1項、第2項及び第3項並びに第15条	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第16条	定める	定めるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第17条	決定することができる	決定することができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第1項ただし書	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第1項	昇給させることができる	昇給させることができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受け

		る号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第21条第6項	勤務時間等規程	勤務時間等規程第34条の規定により読み替えられた勤務時間等規程
第21条の2第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	短時間勤務率	算出率
第27条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第30条第2項	とする	とする。ただし、任期付短時間勤務職員が、次の第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする
第30条第8項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第3項	第2項ただし書
第45条	第11条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条の3、第26条の4及び第43条の3	第22条、第23条、第26条の3、第26条の4、第28条の2及び第28条の3
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

2 育児休業法第12条第1項に規定する育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職種の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職種の級より上位の職種の級に決定することはできない。育児休業法第22条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職種の級についても、同様とする。

(育児時間中の者の給与)

第43条の7 職員が就業規則第35条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(看護休暇中の者の給与)

第43条の8 職員が勤務時間等規程第28条第1項に規定する看護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(大学通信教育休暇中の者の給与)

第43条の9 職員が勤務時間等規程第29条第1項に規定する大学通信教育休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(自己啓発等休業中の給与)

第43条の10 職員が自己啓発等休業をしているときは、その自己啓発等休業の期間中いかなる給与も支給しない。

(配偶者同行休業中の給与)

第43条の11 職員が配偶者同行休業をしているときは、その配偶者同行休業の期間中いかなる給与も支給しない。

(介護時間中の者の給与)

第43条の12 職員が勤務時間等規程第27条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(その他)

第44条 この訓令の規定により給与額等を算出する場合に生じる端数の取扱いについては、別に定めるところによる。

(適用除外)

第45条 第11条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条の3、第26条の4及び第43条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

## 附 則

1 この準則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。ただし、第27条第1項の規定は昭和44年6月1日から、第37条第2項の規定は昭和44年12月1日から、別表第8官職の欄中「調査官（局長が指定する上席の者1名）」の規定は昭和45年3月1日から、別表第2その1一般管理職及びその2普通職の規定は公布の日からそれぞれ適用するものとする。

2～12 (略)

13 技能監及び総括作業長についての超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当に関する規定の適用については、第30条第1項及び第34条の2第1項中「第26条第1項に規定する官職を占める職員」とあるのは、「第26条第1項に規定する官職を占める職員（技能監及び総括作業長を除く。）」とする。

14 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級並びに第11条、第12条、第14条から第17条まで及び第19条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

- 1 5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- 一 国家公務員法第60条第1項の規定により臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
  - 二 国家公務員法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間（同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
  - 三 診療所に勤務する医師
  - 四 国家公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 1 6 育児短時間勤務職員に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 1 7 国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であって、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 1 8 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 1 9 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 2 0 附則第17項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 2 1 附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第21条の2第2項の規定の適用については、当分の間、別表第7に定める月額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 2 2 附則第17項、第19項又は第20項の規定による俸給を支給される職員に対する第37条第4項（第38条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第17項、第19項又は第20項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 2 3 附則第14項、第15項、第17項から第20項まで及び第22項に定めるもののほか、附則第14項の規定による俸給月額、附則第17項の規定による俸給その他附則第14項、第

15項、第17項から第20項まで及び第22項の規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

24 附則第14項、第15項、第17項から第20項まで、第22項及び第23項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号。以下「令和3年改正法」という。）の施行の日（この号において「施行日」という。）前に令和3年改正法による改正前の国家公務員法第81条の3第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。次号において同じ。）が施行日以後に到来する職員

二 前号に掲げる職員であって、令和3年改正法附則第3条第6項の規定により旧国家公務員法勤務延長期限を延長された職員

25 令和3年改正法附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（令和3年改正法附則第7条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される俸給表のうち、第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職種の級に応じた額とする。

26 育児休業法第12条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に算出率を乗じて得た額とする」とする。

27 前項の規定は、育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

28 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される俸給表の基準俸給月額に短時間勤務率を乗じて得た額とする。

29 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第27条第2項並びに第30条第3項及び第8項の規定を適用する。

30 第11条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条の3、第26条の4及び第43条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

◎国家公務員法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係訓令及び通達の整備に関する訓令（令和5年造幣局訓令第7号）

#### 附 則

（施行期日等）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行し、第16条による改正後の独立行政法人造幣局の勘定科目及び決算に関する規程の規定は令和5年4月1日以後に開始する事業年度から、第25条による改正後の人事異動通知書の取扱い等に関する通達の規程の規定は令和5年4月1日の現在員の報告から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和6年4月1日までの間において訓令で定める日から施行する。

一 第1条中独立行政法人造幣局職員給与規程附則第13項の改正規定

二・三 (略)

(経過措置)

2 (略)

(給与の内払)

- 3 この訓令による改正後の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

◎独立行政法人造幣局職員給与規程及び初任給、昇格、昇給等の実施細則の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令（令和5年造幣局訓令第17号）

附 則

- 1 この訓令は、令和5年9月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この訓令による改正後の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

◎独立行政法人造幣局職員給与規程及び初任給調整手当支給細則の一部を改正する訓令（令和6年造幣局訓令第2号）

附 則

- 1 この訓令は、令和6年1月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この訓令による改正後の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

別表第1

## 職種分類表

職種	分類基準
一般職	総合的な事務又は高度な専門的知識を必要とする事務・技術的業務を行う職員の職種
研究職	研究所に所属し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務を行う職員の職種
工芸職	工芸課に所属し、図案及び原型の作成に関する工芸的業務を行う職員の職種
技能職	1. 製造等の技能的業務を行う職員の職種 2. 警備業務を行う職員の職種 3. 自動車運転業務を行う職員の職種 4. 他の職種に属さない職員の職種
医療職	診療所の医師の職種
医療看護職	診療所の看護師の職種
技術・調査専門職	調査、研究等を自律的に行い、事業運営等に関する企画及び立案等の事務支援を行う職員の職種

別表第2

## 職種級別標準官職表

その1 一般職

級	標準官職
10	極めて重要な業務を掌る部長又は部長と同格の官職
9	極めて重要な業務を掌る課長又は課長と同格以上の官職
8	特に重要な業務を掌る課長又は課長と同格以上の官職
7	課長 首席監察官 首席監査官 広報官 契約・保有資産監理官 研修所長 室長 博物館長 企画調整官 作業調整官 情報公開調整官 診療所長 監察官 監査官
6	専門官 課長補佐 上席学芸員 上席薬剤長 上席診療放射線技師長 契約審査専門官
5	主事 係長 主任学芸員 薬剤長 診療放射線技師長
4	主任 学芸員 薬剤師 上級診療放射線技師
3	上級職員 学芸員 薬剤師 上級診療放射線技師
2	中級職員 学芸員 薬剤師 中級診療放射線技師
1	初級職員 初級診療放射線技師

その2 研究職

級	標準官職
7	特に重要な業務を掌る研究官
6	研究官
5	研究専門官
4	研究主事 主任
3	上級職員

2	中級職員
1	初級職員

その3 工芸職

級	標 準 官 職
5	特に重要な業務を掌る工芸指導官
4	工芸指導官
3	工芸専門官
2	工芸主事
主任	
1	上級職員 中級職員

その4 技能職

級	標 準 官 職
8	技能監
7	重要な職務を掌る総括作業長
6	総括作業長 主任工師
	作業長
	工師
5	技能長
4	作業主任
3	上級職員
2	中級職員
1	初級職員

その5 医療職

級	標 準 官 職
3	医師
2	医師
1	医師

その6 医療看護職

級	標 準 官 職
4	主任看護師
3	看護師
2	看護師
	准看護師
1	看護師
	准看護師

その7 技術・調査専門職

級	標 準 官 職
3	特に重要な職務を掌る技術・調査官
2	重要な職務を掌る技術・調査官
1	技術・調査官

別表第3 削除

別表第4

## 俸 給 表

その1

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	523,100	2	526,000	3	529,100	4	532,200
5	535,300	6	537,600	7	540,100	8	542,500
9	544,900	10	546,700	11	548,500	12	550,400
13	552,100	14	553,500	15	554,800	16	555,900
17	557,200	18	558,200	19	559,100	20	560,000
21	560,900						

備考1 この表は、職種の級を一般職10級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は522,800円とする。

その2

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	459,900	2	463,000	3	466,000	4	469,000
5	472,000	6	475,000	7	478,000	8	481,100
9	483,800	10	486,900	11	489,900	12	493,000
13	495,700	14	498,000	15	500,300	16	502,600
17	504,600	18	506,000	19	507,500	20	508,900
21	510,100	22	511,500	23	513,000	24	514,500
25	515,600	26	516,700	27	517,900	28	519,100
29	520,100	30	521,000	31	521,900	32	522,800
33	523,600	34	524,500	35	525,200	36	525,700
37	526,400	38	527,000	39	527,800	40	528,400
41	528,900						

備考1 この表は、職種の級を一般職9級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は442,400円とする。

その3

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	410,300	2	412,700	3	415,200	4	417,600
5	419,500	6	421,600	7	423,700	8	425,900
9	427,800	10	429,900	11	432,000	12	433,900
13	435,600	14	437,400	15	439,300	16	441,200
17	443,000	18	444,800	19	446,600	20	448,300
21	450,100	22	451,600	23	453,000	24	454,500
25	455,900	26	457,200	27	458,500	28	459,700
29	460,700	30	461,400	31	462,200	32	462,900
33	463,600	34	464,400	35	465,100	36	465,700
37	466,200	38	466,800	39	467,400	40	468,000
41	468,500	42	469,000	43	469,400	44	469,700
45	470,000						

備考1 この表は、職種の級を一般職8級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は391,200円とする。

その4

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	368,700	2	371,300	3	374,100	4	376,400
5	379,100	6	381,800	7	384,600	8	386,800
9	389,500	10	392,200	11	394,900	12	397,500
13	400,000	14	402,600	15	405,100	16	407,300
17	409,400	18	411,700	19	413,800	20	416,400
21	418,300	22	420,400	23	422,800	24	425,000
25	427,500	26	429,300	27	430,700	28	432,400
29	433,900	30	436,000	31	437,500	32	438,900
33	440,400	34	441,800	35	443,000	36	444,200
37	445,900	38	447,500	39	449,000	40	450,400
41	451,700	42	453,000	43	454,400	44	455,800
45	456,900	46	457,800	47	458,600	48	459,300
49	460,000	50	460,600	51	461,400	52	461,900
53	462,400	54	462,900	55	463,400	56	463,900
57	464,400	58	464,900	59	465,400	60	465,900
61	466,400						

備考1 この表は、職種の級を研究職7級又は工芸職5級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は393,000円とする。

その 5

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	346,300	2	348,000	3	349,600	4	351,200
5	352,900	6	354,700	7	356,300	8	358,000
9	359,800	10	361,500	11	363,300	12	365,000
13	366,600	14	368,100	15	369,700	16	371,400
17	373,000	18	374,600	19	376,300	20	378,000
21	379,400	22	381,100	23	382,800	24	384,400
25	386,100	26	387,600	27	389,100	28	390,600
29	392,200	30	393,600	31	395,100	32	396,700
33	398,300	34	399,800	35	401,400	36	403,000
37	404,500	38	406,000	39	407,400	40	408,800
41	410,300	42	411,800	43	413,200	44	414,700
45	416,200	46	417,700	47	419,100	48	420,600
49	422,100	50	423,400	51	424,800	52	426,100
53	427,500	54	428,700	55	429,900	56	431,100
57	432,300	58	433,500	59	434,700	60	435,900
61	437,000	62	438,000	63	439,000	64	440,000
65	441,000	66	442,000	67	443,000	68	444,000
69	445,000	70	446,000	71	447,000	72	448,000
73	449,000	74	450,000	75	451,000	76	452,000
77	453,000	78	454,000	79	455,000	80	455,900
81	456,800	82	457,700	83	458,600	84	459,500
85	460,400	86	461,300	87	462,200	88	463,100
89	464,000	90	464,900	91	465,800		

備考 1 この表は、職種の級を一般職 7 級、研究職 6 級又は工芸職 4 級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は349,000円とする。

その 6

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	402,900	2	404,900	3	405,700	4	407,500
5	408,700	6	410,600	7	411,900	8	412,900
9	413,700	10	416,100	11	417,100	12	418,200
13	418,900	14	421,100	15	422,300	16	423,800
17	424,500	18	426,000	19	426,600	20	428,300
21	428,700	22	429,200	23	429,400	24	430,400
25	431,500	26	432,600	27	433,000	28	433,600
29	434,600	30	435,500	31	436,300	32	437,100
33	437,900	34	439,300	35	440,600	36	441,000
37	441,900	38	442,800	39	443,700	40	444,800
41	445,500	42	446,100	43	447,200	44	448,300
45	449,600	46	450,400	47	451,700	48	452,700
49	453,900						

備考 1 この表は、職種の級を技能職 8 級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は349,500円とする。

その7

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	295,100	2	296,500	3	298,200	4	299,700
5	301,300	6	302,900	7	304,500	8	306,000
9	307,900	10	309,500	11	311,100	12	312,700
13	314,400	14	316,100	15	317,500	16	319,200
17	320,800	18	322,300	19	323,800	20	325,200
21	326,900	22	328,500	23	330,000	24	331,700
25	333,200	26	334,700	27	336,200	28	337,800
29	339,300	30	340,900	31	342,500	32	343,800
33	345,300	34	346,900	35	348,400	36	350,000
37	351,500	38	353,100	39	354,500	40	356,200
41	357,700	42	359,100	43	360,600	44	362,200
45	363,500	46	365,000	47	366,300	48	367,600
49	368,900	50	370,300	51	371,600	52	372,700
53	374,200	54	375,500	55	376,800	56	377,800
57	379,200	58	380,600	59	381,800	60	382,800
61	384,200	62	385,600	63	386,700	64	387,800
65	389,200	66	390,500	67	391,700	68	392,800
69	394,100	70	395,400	71	396,600	72	397,500
73	398,800	74	399,900	75	401,200	76	402,300
77	403,600	78	404,800	79	406,100	80	406,900
81	408,200	82	409,300	83	410,500	84	411,600
85	412,800	86	414,000	87	415,000	88	416,000
89	417,100	90	418,000	91	419,000	92	419,900
93	420,600	94	421,500	95	422,400	96	423,200
97	424,100	98	424,800	99	425,700	100	426,600
101	427,400	102	428,200	103	428,800	104	429,600
105	430,300	106	431,000	107	431,800	108	432,500
109	433,200	110	433,900	111	434,600	112	435,300
113	435,900	114	436,600	115	437,300	116	438,000

備考1 この表は、職種の級を一般職6級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は322,700円とする。

その8

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	274,900	2	276,500	3	278,400	4	280,100
5	281,900	6	284,000	7	285,900	8	287,600
9	289,600	10	291,100	11	292,800	12	294,300
13	296,000	14	297,600	15	299,200	16	300,700
17	302,400	18	303,900	19	305,500	20	307,200
21	308,800	22	310,400	23	312,000	24	313,600
25	315,000	26	316,800	27	318,200	28	319,700
29	321,300	30	322,800	31	324,200	32	325,600
33	327,100	34	328,800	35	330,300	36	332,000
37	333,500	38	335,000	39	336,500	40	338,100
41	339,600	42	341,100	43	342,700	44	344,000
45	345,500	46	347,100	47	348,600	48	350,100
49	351,700	50	353,200	51	354,600	52	356,200
53	357,800	54	359,100	55	360,700	56	362,200
57	363,500	58	365,000	59	366,200	60	367,600
61	368,800	62	370,300	63	371,500	64	372,700
65	374,000	66	375,400	67	376,600	68	377,600
69	379,000	70	380,400	71	381,600	72	382,500
73	384,000	74	385,300	75	386,500	76	387,500
77	388,800	78	390,200	79	391,300	80	392,500
81	393,700	82	394,900	83	396,200	84	397,100
85	398,300	86	399,400	87	400,700	88	401,900
89	403,000	90	404,300	91	405,500	92	406,400
93	407,600	94	408,700	95	409,800	96	411,100
97	412,100	98	413,300	99	414,300	100	415,300
101	416,300	102	417,300	103	418,200	104	419,100
105	419,800	106	420,600	107	421,500	108	422,400
109	423,200	110	423,900	111	424,700	112	425,600
113	426,400	114	427,200	115	427,800	116	428,500
117	429,200	118	429,900	119	430,600	120	431,300
121	432,000	122	432,700				

備考 1 この表は、職種の級を研究職5級又は工芸職3級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は322,700円とする。

その9

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	367,200	2	368,500	3	369,900	4	371,200
5	372,400	6	373,700	7	375,000	8	376,300
9	377,400	10	378,700	11	380,100	12	381,300
13	382,300	14	383,700	15	385,000	16	386,200
17	387,300	18	388,600	19	389,900	20	391,100
21	392,300	22	393,500	23	394,700	24	396,000
25	396,900	26	398,100	27	399,200	28	400,500
29	401,700	30	402,900	31	404,100	32	405,100
33	405,900	34	406,900	35	407,900	36	408,800
37	409,800	38	410,800	39	411,800	40	412,600
41	413,400	42	414,300	43	415,300	44	416,200
45	417,100	46	417,900	47	418,700	48	419,600
49	420,400	50	421,200	51	422,000	52	422,800
53	423,700	54	424,500	55	425,300	56	426,000
57	426,800	58	427,600	59	428,400	60	429,200
61	430,000	62	430,800	63	431,600	64	432,400
65	433,200	66	433,900	67	434,700		

備考 1 この表は、職種の級を技能職7級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は322,700円とする。

その10

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	262,500	2	264,000	3	265,600	4	266,900
5	268,700	6	270,300	7	271,800	8	273,200
9	275,000	10	276,400	11	278,000	12	279,400
13	281,000	14	282,500	15	284,200	16	285,600
17	287,200	18	288,700	19	290,200	20	291,700
21	293,400	22	294,900	23	296,400	24	298,100
25	299,600	26	301,200	27	302,600	28	304,100
29	305,700	30	307,300	31	308,800	32	310,200
33	311,900	34	313,400	35	314,900	36	316,600
37	318,300	38	319,600	39	321,200	40	322,600
41	324,100	42	325,600	43	327,000	44	328,400
45	329,700	46	331,200	47	332,700	48	334,100
49	335,500	50	336,900	51	338,300	52	339,600
53	340,900	54	342,300	55	343,600	56	344,900
57	346,200	58	347,600	59	348,600	60	349,900
61	351,300	62	352,600	63	353,700	64	355,000
65	356,300	66	357,700	67	358,700	68	359,900
69	361,200	70	362,400	71	363,600	72	364,700
73	365,900	74	367,200	75	368,300	76	369,500
77	370,600	78	371,800	79	372,900	80	374,200
81	375,300	82	376,500	83	377,600	84	378,600
85	379,800	86	380,900	87	382,100	88	383,200
89	384,300	90	385,600	91	386,600	92	387,200
93	388,100	94	389,000	95	390,100	96	391,100
97	392,000	98	393,100	99	394,000	100	394,800
101	395,700	102	396,700	103	397,600	104	398,600
105	399,400	106	400,100	107	401,000	108	401,800
109	402,600	110	403,300	111	404,200	112	405,000
113	405,800	114	406,700	115	407,400	116	408,200
117	409,000	118	409,800	119	410,600	120	411,400
121	412,200	122	413,000	123	413,800	124	414,600
125	415,300	126	416,100				

備考1 この表は、職種の級を一般職5級又は技能職6級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は267,500円とする。

その 1 1

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	233,000	2	234,800	3	236,000	4	237,300
5	238,900	6	240,700	7	242,100	8	243,800
9	245,500	10	247,000	11	248,500	12	250,300
13	251,700	14	253,400	15	254,900	16	256,600
17	258,100	18	259,400	19	260,700	20	262,000
21	263,300	22	264,800	23	265,900	24	267,400
25	268,800	26	270,200	27	271,500	28	273,100
29	274,500	30	275,900	31	277,200	32	278,900
33	280,600	34	282,300	35	283,800	36	285,500
37	287,000	38	288,600	39	290,300	40	291,800
41	293,500	42	295,200	43	296,700	44	298,300
45	300,000	46	301,400	47	302,900	48	304,500
49	305,800	50	307,300	51	308,700	52	310,300
53	311,800	54	313,500	55	315,000	56	316,700
57	318,200	58	319,600	59	321,100	60	322,700
61	324,100	62	325,600	63	326,900	64	328,400
65	329,800	66	331,300	67	332,800	68	334,100
69	335,500	70	337,000	71	338,400	72	339,600
73	341,000	74	342,400	75	343,600	76	345,000
77	346,300	78	347,500	79	348,600	80	350,000
81	351,400	82	352,600	83	353,900	84	355,200
85	356,600	86	357,800	87	358,800	88	360,100
89	361,400	90	362,700	91	363,800	92	364,900
93	366,200	94	367,500	95	368,600	96	369,800
97	370,900	98	372,200	99	373,300	100	374,500
101	375,700	102	377,000	103	377,800	104	379,100
105	380,200	106	381,400	107	382,500	108	383,700
109	384,900	110	386,200	111	387,000	112	388,000
113	389,200	114	390,400	115	391,700	116	392,800
117	394,000	118	395,100	119	396,200	120	397,200
121	398,100	122	399,000	123	399,900	124	400,600
125	401,300	126	402,300	127	403,100	128	403,900
129	404,600	130	405,500	131	406,400	132	407,200
133	408,100	134	408,700	135	409,500	136	410,200
137	410,900	138	411,600	139	412,300	140	413,000
141	413,700	142	414,400	143	415,100	144	415,700
145	416,400						

備考 1 この表は、職種の級を研究職 4 級又は工芸職 2 級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は267,500円とする。

その 1 2

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	230, 300	2	231, 900	3	233, 000	4	233, 900
5	235, 200	6	236, 500	7	237, 600	8	238, 900
9	240, 200	10	241, 500	11	242, 600	12	243, 800
13	245, 000	14	246, 300	15	247, 400	16	248, 700
17	249, 900	18	251, 100	19	252, 200	20	253, 300
21	254, 600	22	256, 100	23	257, 100	24	258, 300
25	259, 700	26	261, 200	27	262, 400	28	263, 800
29	265, 100	30	266, 500	31	267, 900	32	269, 400
33	270, 900	34	272, 600	35	274, 100	36	275, 500
37	276, 900	38	278, 400	39	280, 200	40	281, 500
41	282, 900	42	284, 400	43	285, 900	44	287, 200
45	288, 600	46	290, 100	47	291, 400	48	292, 700
49	294, 200	50	295, 400	51	296, 600	52	298, 000
53	299, 400	54	300, 600	55	301, 800	56	303, 100
57	304, 300	58	305, 400	59	306, 700	60	307, 900
61	309, 200	62	310, 300	63	311, 400	64	312, 700
65	313, 900	66	315, 000	67	316, 300	68	317, 600
69	318, 600	70	319, 600	71	320, 900	72	322, 200
73	323, 200	74	324, 300	75	325, 600	76	326, 800
77	327, 900	78	328, 800	79	330, 000	80	331, 200
81	332, 300	82	333, 500	83	334, 600	84	335, 800
85	336, 900	86	338, 000	87	339, 100	88	340, 300
89	341, 400	90	342, 500	91	343, 600	92	344, 800
93	345, 800	94	347, 000	95	348, 100	96	349, 100
97	350, 200	98	351, 300	99	352, 500	100	353, 500
101	354, 600	102	355, 700	103	356, 600	104	357, 800
105	358, 600	106	359, 700	107	360, 800	108	362, 000
109	362, 800	110	363, 800	111	364, 200	112	365, 100
113	365, 700	114	366, 600	115	367, 500	116	368, 400
117	369, 200	118	370, 000	119	370, 600	120	371, 400
121	372, 200	122	373, 000	123	373, 800	124	374, 600
125	375, 200	126	375, 900	127	376, 500	128	377, 200
129	377, 800	130	378, 500	131	379, 200	132	379, 900
133	380, 600	134	381, 200				

備考 1 この表は、職種の級を一般職 4 級又は技能職 5 級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は252, 200円とする。

その13

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	213,700	2	215,000	3	216,400	4	217,700
5	219,000	6	220,400	7	221,900	8	223,400
9	224,600	10	225,600	11	227,000	12	228,400
13	229,600	14	230,900	15	232,300	16	233,700
17	234,600	18	235,900	19	236,900	20	238,300
21	239,500	22	240,900	23	241,800	24	243,400
25	244,500	26	245,700	27	247,000	28	248,800
29	250,000	30	251,600	31	253,000	32	254,800
33	256,100	34	257,500	35	258,800	36	260,400
37	261,600	38	263,100	39	264,500	40	266,100
41	267,400	42	268,800	43	270,100	44	271,600
45	272,800	46	274,100	47	275,600	48	276,900
49	278,200	50	279,400	51	280,700	52	281,900
53	283,000	54	284,200	55	285,400	56	286,600
57	287,600	58	288,800	59	290,000	60	291,100
61	292,300	62	293,500	63	294,500	64	295,600
65	296,700	66	297,800	67	298,900	68	300,000
69	300,900	70	302,000	71	303,200	72	304,300
73	305,400	74	306,500	75	307,500	76	308,700
77	309,700	78	310,800	79	312,000	80	313,100
81	314,100	82	315,200	83	316,300	84	317,300
85	318,400	86	319,300	87	320,400	88	321,400
89	322,500	90	323,500	91	324,500	92	325,600
93	326,600	94	327,600	95	328,600	96	329,500
97	330,500	98	331,600	99	332,600	100	333,600
101	334,500	102	335,500	103	336,500	104	337,600
105	338,600	106	339,500	107	340,500	108	341,300
109	342,200	110	343,200	111	344,000	112	344,900
113	345,800	114	346,800	115	347,800	116	348,200
117	348,700	118	349,500	119	350,200	120	350,900
121	351,700	122	352,400	123	353,000		

備考1 この表は、職種の級を技能職4級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は237,900円とする。

その14

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	200,100	2	201,100	3	202,100	4	203,500
5	204,700	6	206,100	7	207,900	8	209,000
9	210,100	10	211,100	11	212,400	12	213,800
13	215,000	14	216,200	15	217,600	16	219,100
17	220,700	18	221,700	19	222,800	20	224,100
21	225,500	22	226,600	23	228,000	24	229,400
25	230,800	26	231,800	27	233,100	28	234,200
29	235,300	30	236,400	31	237,500	32	238,600
33	239,800	34	241,000	35	242,000	36	243,500
37	244,900	38	246,000	39	247,500	40	249,100
41	250,500	42	251,800	43	253,200	44	254,500
45	255,700	46	256,700	47	257,800	48	259,000
49	260,500	50	261,400	51	262,700	52	263,900
53	265,300	54	266,400	55	267,600	56	268,900
57	270,200	58	271,400	59	272,300	60	273,400
61	274,600	62	275,600	63	276,600	64	277,500
65	278,600	66	279,700	67	280,800	68	281,800
69	282,700	70	283,900	71	284,800	72	285,700
73	286,800	74	287,900	75	288,800	76	289,800
77	290,900	78	291,800	79	292,800	80	293,900
81	294,900	82	295,900	83	296,900	84	297,900
85	298,900	86	299,900	87	300,800	88	301,900
89	302,900	90	304,000	91	304,800	92	305,800
93	306,700	94	307,600	95	308,600	96	309,400
97	310,300	98	311,400	99	312,400	100	313,300
101	314,100	102	314,900	103	315,700		

備考1 この表は、職種の級を一般職3級、研究職3級又は技能職3級に格付けされる職員に適用する。

2 一般職3級7号俸又は研究職3級7号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

3 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は221,600円とする。

## その15

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	196,200	2	197,000	3	198,300	4	199,600
5	201,100	6	202,600	7	204,300	8	206,400
9	207,400	10	208,700	11	210,100	12	211,400
13	212,900	14	214,500	15	215,800	16	217,300
17	218,900	18	220,500	19	221,700	20	222,800
21	224,200	22	225,700	23	227,000	24	228,400
25	229,900	26	231,300	27	232,500	28	233,700
29	234,600	30	235,800	31	236,800	32	238,000
33	238,800	34	240,000	35	241,100	36	242,100
37	243,400	38	244,800	39	246,000	40	247,500
41	249,100	42	250,500	43	251,800	44	253,200
45	254,400	46	255,700	47	256,900	48	258,100
49	259,200	50	260,500	51	261,400	52	262,600
53	263,900	54	265,400	55	266,300	56	267,500
57	268,900	58	270,100	59	271,300	60	272,200
61	273,400	62	274,600	63	275,600	64	276,600
65	277,500	66	278,600	67	279,700	68	280,800
69	281,800	70	282,700	71	283,900	72	284,800
73	285,700	74	286,800	75	287,900	76	288,800
77	289,800	78	290,900	79	291,800	80	292,800
81	293,900	82	294,900	83	295,900	84	296,900
85	297,900	86	298,900	87	299,900	88	300,800
89	301,900	90	302,900	91	304,000	92	304,800
93	305,800	94	306,700	95	307,600	96	308,600
97	309,400	98	310,300	99	311,400	100	312,400
101	313,300	102	314,000	103	314,800	104	315,700

備考1 この表は、職種の級を工芸職1級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は221,600円とする。

その16

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	180,200	2	181,600	3	183,100	4	184,600
5	186,100	6	187,700	7	189,300	8	190,900
9	192,600	10	194,300	11	196,200	12	196,900
13	198,100	14	199,100	15	200,300	16	201,500
17	203,100	18	204,700	19	205,400	20	206,500
21	207,800	22	208,900	23	209,800	24	211,000
25	212,200	26	213,300	27	214,700	28	216,200
29	217,100	30	218,100	31	219,400	32	220,800
33	221,900	34	223,300	35	224,600	36	226,000
37	227,100	38	228,500	39	229,600	40	231,000
41	232,300	42	233,500	43	234,600	44	236,000
45	237,200	46	238,400	47	239,700	48	241,100
49	242,200	50	243,500	51	244,800	52	245,900
53	246,900	54	248,100	55	249,200	56	250,000
57	251,000	58	252,000	59	253,000	60	254,000
61	254,900	62	255,900	63	256,800	64	257,600

備考1 この表は、職種の級を一般職2級、研究職2級又は技能職2級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は193,200円とする。

その17

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	162,100	2	163,600	3	165,100	4	166,600
5	167,000	6	168,000	7	169,000	8	169,700
9	170,300	10	171,100	11	172,200	12	173,000
13	174,000	14	175,200	15	176,700	16	177,900
17	179,100	18	180,500	19	182,000	20	183,400
21	184,700	22	186,300	23	188,200	24	189,100
25	190,300	26	191,500	27	193,100	28	194,500
29	196,100	30	197,700	31	198,600	32	199,700
33	200,800	34	202,000	35	203,200	36	204,300
37	205,400	38	206,400	39	207,500	40	208,600
41	209,100	42	209,700	43	210,300	44	211,100
45	211,600	46	212,100	47	212,700	48	213,400
49	213,800	50	214,300				

備考1 この表は、職種の級を一般職1級又は研究職1級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は155,500円とする。

その18

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	151,900	2	152,700	3	153,500	4	154,300
5	155,100	6	155,900	7	156,700	8	157,600
9	158,500	10	159,400	11	160,300	12	161,200
13	162,100	14	163,600	15	165,100	16	166,600
17	167,000	18	168,000	19	169,000	20	169,700
21	170,300	22	171,100	23	172,200	24	173,000
25	174,000	26	175,200	27	176,700	28	177,900
29	179,100	30	180,500	31	182,000	32	183,400
33	184,700	34	186,300	35	188,200	36	189,100
37	190,300	38	191,500	39	193,100	40	194,500
41	196,100	42	197,700	43	198,600	44	199,700
45	200,800	46	202,000	47	203,200	48	204,300
49	205,400	50	206,400	51	207,600	52	208,700
53	209,200	54	209,700	55	210,300	56	211,100
57	211,600	58	212,100				

備考1 この表は、職種の級を技能職1級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は155,500円とする。

その19

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	406,900	2	409,600	3	412,100	4	414,700
5	417,100	6	419,100	7	420,900	8	422,800
9	424,600	10	427,300	11	429,800	12	432,200
13	434,400	14	436,900	15	438,900	16	441,000
17	443,000	18	445,200	19	447,400	20	449,500
21	450,900	22	453,300	23	455,600	24	457,800
25	459,800	26	462,100	27	464,300	28	466,600
29	468,700	30	470,900	31	473,200	32	475,300
33	477,100	34	479,200	35	481,300	36	483,300
37	485,400	38	487,100	39	488,900	40	490,700
41	492,300	42	494,100	43	495,900	44	497,500
45	498,900	46	500,600	47	502,400	48	504,100
49	505,600	50	506,900	51	508,200	52	509,500
53	510,500	54	511,800	55	513,100	56	514,400
57	515,400	58	516,200	59	517,000	60	517,800
61	518,700	62	519,500	63	520,400	64	521,200
65	522,100	66	523,000	67	523,700	68	524,600
69	525,500	70	526,300	71	527,200	72	528,100
73	528,900	74	529,800	75	530,700	76	531,400
77	532,200	78	533,100	79	534,000	80	534,900
81	535,700	82	536,600	83	537,500	84	538,400
85	539,200	86	540,100	87	541,000	88	541,900
89	542,700						

備考1 この表は、職種の級を医療職3級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は394,300円とする。

その 20

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	346,600	2	349,600	3	352,400	4	355,300
5	357,800	6	360,800	7	363,800	8	366,600
9	368,700	10	371,200	11	373,900	12	376,400
13	379,100	14	382,500	15	385,500	16	388,800
17	391,800	18	394,400	19	396,800	20	399,300
21	401,900	22	403,900	23	405,500	24	407,100
25	408,800	26	411,000	27	413,100	28	415,100
29	417,200	30	419,300	31	420,900	32	422,600
33	424,500	34	426,000	35	427,800	36	429,600
37	431,500	38	433,500	39	435,300	40	437,200
41	439,000	42	440,700	43	442,400	44	444,200
45	446,000	46	447,800	47	449,500	48	451,200
49	452,800	50	454,500	51	456,200	52	457,900
53	459,800	54	461,000	55	462,200	56	463,400
57	464,400	58	465,400	59	466,300	60	467,100
61	467,900	62	468,600	63	469,300	64	469,900
65	470,600	66	471,300	67	471,900	68	472,500
69	472,800	70	473,400	71	474,100	72	474,800
73	475,200	74	475,800	75	476,500	76	477,200
77	477,600	78	478,200	79	478,800	80	479,300
81	479,900	82	480,400	83	480,900	84	481,400
85	481,800	86	482,400	87	482,800	88	483,300
89	483,800	90	484,400	91	485,000	92	485,400
93	485,900	94	486,500	95	487,100	96	487,600
97	488,100						

備考 1 この表は、職種の級を医療職 2 級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は339,700円とする。

その21

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	264,700	2	267,200	3	269,600	4	272,000
5	274,100	6	277,600	7	281,100	8	284,500
9	288,100	10	291,600	11	295,200	12	298,700
13	302,200	14	306,100	15	310,000	16	313,600
17	317,200	18	320,700	19	324,200	20	327,700
21	331,300	22	335,000	23	338,400	24	341,700
25	345,000	26	347,500	27	350,000	28	352,300
29	354,400	30	356,100	31	357,800	32	359,600
33	361,500	34	363,700	35	365,800	36	367,800
37	369,700	38	371,900	39	374,000	40	376,000
41	378,000	42	378,700	43	379,300	44	380,000
45	380,900	46	382,200	47	383,500	48	384,800
49	385,600	50	386,400	51	387,200	52	387,700
53	388,500	54	389,300	55	390,000	56	390,700
57	391,400	58	392,300	59	393,000	60	393,600
61	394,100	62	394,600	63	395,000	64	395,400
65	395,700						

備考1 この表は、職種の級を医療職1級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は297,300円とする。

その22

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	323,200	2	324,600	3	325,800	4	327,000
5	328,300	6	329,700	7	331,100	8	332,300
9	333,600	10	335,100	11	336,400	12	337,800
13	339,200	14	340,500	15	341,900	16	343,300
17	344,500	18	345,900	19	347,400	20	348,700
21	350,000	22	351,400	23	352,800	24	354,100
25	355,100	26	356,700	27	357,900	28	359,200
29	360,300	30	361,700	31	363,000	32	364,500
33	365,500	34	366,700	35	368,100	36	369,500
37	370,700	38	372,000	39	373,300	40	374,700
41	375,800	42	377,200	43	378,500	44	379,700
45	380,800	46	382,100	47	383,300	48	384,500
49	385,600	50	387,000	51	388,300	52	389,300
53	390,600	54	391,800	55	393,200	56	394,000
57	394,500	58	395,200	59	396,200	60	396,900
61	397,900	62	398,700	63	399,400	64	400,100
65	400,800	66	401,500	67	402,200	68	402,800
69	403,700	70	404,200	71	404,800	72	405,500
73	406,100	74	406,800	75	407,400	76	408,100
77	408,800	78	409,500	79	410,100	80	410,700

備考1 この表は、職種の級を医療看護職4級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は320,800円とする。

その23

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	243,300	2	244,400	3	245,600	4	246,800
5	247,600	6	248,500	7	249,700	8	250,300
9	251,400	10	252,500	11	253,600	12	255,000
13	255,700	14	257,000	15	258,100	16	259,600
17	260,900	18	262,000	19	263,100	20	264,400
21	265,300	22	266,600	23	267,700	24	268,900
25	269,700	26	270,900	27	271,800	28	273,100
29	274,100	30	275,400	31	276,700	32	278,000
33	279,200	34	280,800	35	282,200	36	283,700
37	285,200	38	286,900	39	288,300	40	289,800
41	291,200	42	292,800	43	294,300	44	295,800
45	297,400	46	298,600	47	300,000	48	301,600
49	302,700	50	304,100	51	305,200	52	306,700
53	307,700	54	309,100	55	310,200	56	311,600
57	312,900	58	314,400	59	315,500	60	316,900
61	318,200	62	319,500	63	320,700	64	322,100
65	323,200	66	324,500	67	325,700	68	327,300
69	328,600	70	329,900	71	330,900	72	332,300
73	333,600	74	334,900	75	336,100	76	337,500
77	338,800	78	340,100	79	341,300	80	342,600
81	343,700	82	345,200	83	346,400	84	347,700
85	348,800	86	350,200	87	351,400	88	352,700
89	353,800	90	355,300	91	356,400	92	357,700
93	358,800	94	360,300	95	361,400	96	362,700
97	363,700	98	365,000	99	366,100	100	367,400
101	368,500	102	369,700	103	370,800	104	372,100
105	373,100	106	374,400	107	375,300	108	376,600
109	377,800	110	379,000	111	380,100	112	381,000
113	381,500	114	382,500	115	383,100	116	383,900
117	384,700	118	385,500	119	386,200	120	386,800
121	387,400	122	388,300	123	389,000	124	389,700
125	390,500	126	391,200	127	391,800	128	392,500
129	393,200	130	393,900	131	394,600	132	395,200
133	396,000	134	396,700	135	397,400	136	398,000
137	398,700	138	399,500	139	400,200	140	400,900
141	401,600						

備考1 この表は、職種の級を医療看護職3級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は267,500円とする。

その24

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	212,100	2	213,100	3	214,400	4	215,600
5	216,800	6	217,900	7	218,800	8	219,700
9	220,300	10	221,500	11	222,600	12	223,400
13	224,500	14	225,400	15	226,400	16	227,100
17	228,000	18	229,300	19	230,600	20	231,600
21	233,100	22	234,500	23	236,200	24	237,400
25	239,000	26	239,600	27	240,600	28	241,400
29	242,500	30	243,200	31	244,100	32	244,900
33	246,200	34	247,000	35	248,300	36	249,100
37	250,500	38	251,600	39	252,800	40	253,700
41	255,100	42	256,100	43	257,600	44	258,900
45	260,200	46	261,300	47	262,600	48	263,600
49	265,100	50	266,400	51	267,600	52	268,700
53	269,800	54	271,100	55	272,500	56	273,700
57	275,300	58	276,600	59	278,100	60	279,300
61	280,500	62	281,800	63	283,200	64	284,500
65	285,800	66	287,100	67	288,400	68	289,700
69	290,900	70	292,200	71	293,300	72	294,600
73	295,800	74	296,900	75	297,900	76	299,200
77	300,500	78	301,600	79	302,700	80	303,900
81	305,100	82	306,200	83	307,300	84	308,500
85	309,700	86	310,600	87	311,800	88	313,000
89	314,100	90	315,400	91	316,600	92	317,700
93	318,900	94	320,100	95	321,200	96	322,600
97	323,800	98	325,100	99	326,200	100	327,500
101	328,500	102	329,500	103	330,600	104	331,900
105	333,100	106	334,200	107	335,300		

備考1 この表は、職種の級を医療看護職2級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は252,200円とする。

その25

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	176,300	2	177,800	3	179,200	4	180,800
5	182,300	6	183,800	7	185,500	8	187,000
9	188,600	10	190,000	11	191,800	12	193,500
13	195,100	14	196,200	15	198,000	16	199,500
17	200,800	18	202,100	19	204,000	20	205,500
21	206,500	22	207,700	23	208,200	24	208,900
25	209,300	26	209,900	27	210,700	28	211,400
29	212,400	30	213,100	31	213,800	32	214,700
33	215,300	34	216,300	35	217,100	36	218,000
37	219,000	38	220,100	39	221,400	40	222,300
41	223,400	42	224,400	43	225,400	44	226,400
45	227,500	46	228,700	47	229,700	48	230,800
49	232,300	50	233,400	51	234,500	52	235,400
53	236,500	54	237,600	55	238,700	56	240,200
57	241,400	58	242,400	59	243,500	60	244,800
61	245,800	62	246,900	63	248,000	64	249,000
65	250,000	66	251,200	67	252,100	68	253,400
69	254,600	70	255,700	71	257,000	72	258,200
73	259,500	74	260,700	75	261,900	76	263,100
77	264,300	78	265,600	79	266,800	80	267,800
81	269,000	82	270,100	83	271,200	84	272,300
85	273,400	86	274,300				

備考1 この表は、職種の級を医療看護職1級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は193,200円とする。

その26

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	412,700	2	415,200	3	417,600	4	419,500
5	421,600	6	423,700	7	425,900	8	427,800
9	429,900	10	432,000	11	433,900	12	435,600
13	437,400	14	439,300	15	441,200	16	443,000
17	444,800	18	446,600	19	448,300	20	450,100
21	451,600	22	453,000	23	454,500	24	455,900
25	457,200	26	458,500	27	459,700	28	460,700
29	461,400	30	462,200	31	462,900	32	463,600
33	464,400	34	465,100	35	465,700	36	466,200
37	466,800	38	467,400	39	468,000	40	468,500
41	469,000	42	469,400	43	469,700	44	470,000

備考1 この表は、職種の級を技術・調査専門職3級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は391,200円とする。

その 27

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	359,800	2	361,500	3	363,300	4	365,000
5	366,600	6	368,100	7	369,700	8	371,400
9	373,000	10	374,600	11	376,300	12	378,000
13	379,400	14	381,100	15	382,800	16	384,400
17	386,100	18	387,600	19	389,100	20	390,600
21	392,200	22	393,600	23	395,100	24	396,700
25	398,300	26	399,800	27	401,400	28	403,000
29	404,500	30	406,000	31	407,400	32	408,800
33	410,300	34	411,800	35	413,200	36	414,700
37	416,200	38	417,700	39	419,100	40	420,600
41	422,100	42	423,400	43	424,800	44	426,100
45	427,500	46	428,700	47	429,900	48	431,100
49	432,300	50	433,500	51	434,700	52	435,900
53	437,000	54	438,000	55	439,000	56	440,000
57	441,000	58	442,000	59	443,000	60	444,000
61	445,000	62	446,000	63	447,000	64	448,000
65	449,000	66	450,000	67	451,000	68	452,000
69	453,000	70	454,000	71	455,000	72	455,900
73	456,800	74	457,700	75	458,600	76	459,500
77	460,400	78	461,300	79	462,200	80	463,100
81	464,000	82	464,900	83	465,800		

備考 1 この表は、職種の級を技術・調査専門職 2 級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は349,000円とする。

その28

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
	円		円		円		円
1	320,800	2	322,300	3	323,800	4	325,200
5	326,900	6	328,500	7	330,000	8	331,700
9	333,200	10	334,700	11	336,200	12	337,800
13	339,300	14	340,900	15	342,500	16	343,800
17	345,300	18	346,900	19	348,400	20	350,000
21	351,500	22	353,100	23	354,500	24	356,200
25	357,700	26	359,100	27	360,600	28	362,200
29	363,500	30	365,000	31	366,300	32	367,600
33	368,900	34	370,300	35	371,600	36	372,700
37	374,200	38	375,500	39	376,800	40	377,800
41	379,200	42	380,600	43	381,800	44	382,800
45	384,200	46	385,600	47	386,700	48	387,800
49	389,200	50	390,500	51	391,700	52	392,800
53	394,100	54	395,400	55	396,600	56	397,500
57	398,800	58	399,900	59	401,200	60	402,300
61	403,600	62	404,800	63	406,100	64	406,900
65	408,200	66	409,300	67	410,500	68	411,600
69	412,800	70	414,000	71	415,000	72	416,000
73	417,100	74	418,000	75	419,000	76	419,900
77	420,600	78	421,500	79	422,400	80	423,200
81	424,100	82	424,800	83	425,700	84	426,600
85	427,400	86	428,200	87	428,800	88	429,600
89	430,300	90	431,000	91	431,800	92	432,500
93	433,200	94	433,900	95	434,600	96	435,300
97	435,900	98	436,600	99	437,300	100	438,000

備考 1 この表は、職種の級を技術・調査専門職1級に格付けされる職員に適用する。

2 この級に格付けされた定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は322,700円とする。

別表第5

昇格の場合の対応号俸表

(その1)

昇格前の職種 の級に適用さ れる俸給表の 号俸	昇 格 後 の 職 種 の 級																		
	一 般 職		一 般 隸		一 般 職		研 究 隸		一 般 職		研 究 隸		一 般 職		研 究 隸		一 般 職		
	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級
1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	2	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	3	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	3	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
12	1	4	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3
13	1	5	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	4	4
14	1	2	6	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	5	5
15	1	3	7	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	6	6
16	1	4	8	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	7	7
17	1	5	9	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	8	8
18	1	5	10	22	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	8	9	9
19	1	6	11	23	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	9	10	10
20	1	6	11	23	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	10	11	11
21	1	7	12	24	1	1	1	5	1	2	2	1	1	2	1	1	11	12	12
22	1	7	13	25	2	1	1	6	1	3	3	2	1	3	2	1	12	13	13
23	1	8	13	25	3	1	1	7	1	1	4	4	3	1	4	3	13	14	14
24	1	8	14	26	4	2	1	8	1	5	5	4	1	5	4	1	14	15	15
25	1	9	14	26	5	3	1	9	2	1	6	6	5	2	6	5	15	16	16
26	2	9	15	27	6	4	1	10	3	1	7	7	6	3	7	6	16	17	17
27	3	10	15	27	7	5	1	11	4	1	8	8	7	4	8	7	17	18	18
28	4	10	16	28	8	6	1	12	5	1	9	9	8	5	9	8	18	19	19
29	5	11	16	28	9	7	1	13	6	1	10	10	9	6	10	9	19	20	20
30	6	11	17	29	10	8	1	14	7	1	11	11	10	7	11	10	20	21	21
31	7	12	17	29	11	9	1	15	8	1	12	12	11	8	12	11	21	22	22
32	8	12	18	30	12	10	1	16	9	1	13	13	12	9	13	12	22	23	23
33	9	13	19	31	13	11	1	17	10	1	14	14	13	10	14	13	23	24	24
34	9	13	19	31	14	12	2	18	11	1	15	15	14	11	15	14	24	25	25
35	9	14	20	32	15	13	3	19	12	1	16	16	15	12	16	15	25	26	26
36	10	14	20	32	16	14	4	20	13	1	17	17	16	13	17	16	26	27	27
37	10	15	21	33	17	15	5	21	14	1	18	18	17	14	18	17	27	28	28
38	10	15	21	33	18	16	6	22	15	1	19	19	18	15	19	18	28	29	29
39	11	16	21	34	19	17	7	23	16	1	20	20	19	16	20	19	29	30	30
40	11	16	21	34	20	18	8	24	17	1	21	21	20	17	21	20	30	31	31
41	11	17	22	35	21	19	9	25	18	1	22	22	21	18	22	21	31	32	32
42	17	22	36	22	20	10	26	19	1	23	23	22	19	23	22	32	33	33	
43	18	23	37	23	21	11	27	20	1	24	24	23	20	24	23	33	34	34	
44	18	23	37	24	22	12	28	21	1	25	25	24	21	25	24	34	35	35	
45	19	24	38	25	23	13	29	22	1	26	26	25	22	26	25	35	36	36	
46	24	38	26	24	14	30	23	1	27	27	26	23	27	26	37	37	37	37	
47	24	38	27	25	15	31	24	1	28	28	27	24	28	27	37	38	38	38	
48	25	39	28	26	16	32	25	1	29	29	28	25	28	25	29	38	39	39	
49	25	39	29	27	17	33	26	1	30	30	29	26	30	29	30	39	40	40	
50	25	39	30	28	18	34	27	1	31	31	30	27	31	30	31	40	41	41	
51	25	39	31	29	19	35	28	1	32	32	31	28	32	31	32	41	42	42	
52	26	40	32	30	20	36	29	1	33	33	32	29	33	32	33	42	43	43	
53	26	40	33	31	21	37	30	1	34	34	33	30	34	33	34	43	44	44	
54	27	41	34	32	22	38	31	1	35	35	34	31	35	34	31	44	45	45	
55	27	41	35	33	23	39	32	1	36	36	35	32	36	35	32	46	47	47	
56	28	42	36	34	24	40	33	1	37	37	36	33	37	36	37	46	47	47	
57	28	42	37	35	25	41	34	1	38	38	37	34	38	37	38	47	48	48	
58	29	43	38	36	26	42	35	1	39	39	38	35	39	38	35	48	49	49	
59	29	44	39	37	27	43	36	1	40	40	39	36	40	39	40	49	50	50	
60	30	45	40	38	28	44	37	1	41	41	40	37	41	40	37	50	51	51	
61	30	46	41	39	29	45	38	1	42	42	41	38	42	41	42	51	52	52	
62	31	47	42	40	30	46	39	1	43	43	42	39	43	42	43	52	53	53	
63	31	48	43	41	31	47	40	1	44	44	43	40	44	43	44	53	54	54	
64	32	49	44	42	32	48	41	1	45	45	44	42	45	44	45	54	55	55	
65	32	50	45	43	33	49	42	2	46	46	45	42	46	45	46	55	56	56	
66	33	51	46	44	34	50	43	3	47	47	46	43	47	46	47	56	57	57	
67	33	52	47	45	35	51	44	4	48	48	47	44	48	47	48	57	58	58	
68	34	53	48	46	36	52	45	5	49	49	48	45	49	48	49	58	59	59	
69	34	54	49	47	37	53	46	6	50	50	49	46	50	49	50	59	60	60	
70	35	55	50	48	38	54	47	7	51	51	50	47	51	50	51	60	61	61	
71	35	56	51	49	39	55	48	8	52	52	51	48	52	51	52	61	62	62	
72	36	57	52	50	40	56	49	9	53	53	52	49	53	52	53	62	63	63	
73	36	58	53	51	41	57	50	10	54	54	53	50	54	53	54	63	64	64	
74	37	59	54	52	42	58	51	11	55	55	54	51	55	54	55				

81		40	61	61		49	65	58	18	62	62	61	58	62	71	72
82		41	61	62		50	66	59	19	63	63	62	59	63	72	73
83		41	61	63		51	67	60	20	64	64	63	60	64	73	74
84		42	61	64		52	68	61	21	65	65	64	61	65	74	75
85		42	61	65		53	69	62	22	66	66	65	62	66	75	76
86		43	61	66		54	70	63	23	67	67	66	63	67	76	77
87		43	61	67		55	71	64	24	68	68	67	64	68	77	78
88		44	61	68		56	72	65	25	69	69	68	65	69	78	79
89		44	61	69		57	73	66	26	70	70	69	66	70	79	80
90		45	61	70		58	74	67	27	71	71	70	67	71	80	81
91		45	61	71		59	75	68	28	72	72	71	68	72	81	82
92			72			60	76	69	29	73	73	72	69	73	82	83
93			73			61	77	70	30	74	74	73	70	74	83	84
94			74			62	78	71	31	75	75	74	71	75	84	85
95			75			63	79	72	32	76	76	75	72	76	85	86
96			76			64	80	73	33	77	77	76	73	77	86	87
97			77			65	81	74	34	78	78	77	74	78	87	88
98			78			66	82	75	35	79	79	78	75	79	88	89
99			79			67	83	76	36	80	80	79	76	80	89	90
100			80			68	84	77	37	81	81	80	77	81	90	91
101			81			69	85	78	38	82	82	81	78	82	91	92
102			82			70	86	79	39	83	83	82	79	83	92	93
103			83			71	87	80	40	84	84	83	80	84	93	94
104			84			72	88	81	41	85	84	81			94	
105			85			73	89	82	42	86			82		95	
106			86			74	90	83	43	87			83		96	
107			87			75	91	84	44	88			84		97	
108			88			76	92	85	45	89			85		98	
109			89			77	93	86	46	90			86		99	
110			90			78	94	87	47	91			87		100	
111			91			79	95	88	48	92			88		101	
112			91			80	96	89	49	93			89		102	
113			91			81	97	90	50	94			90		103	
114			91			82	98	91	51	95			91		104	
115			91			83	99	92	52	96			92		105	
116			91			84	100	93	53	97			93		106	
117						85	101	94	54	98			94		107	
118						86	102	95	55	99			95		108	
119						87	103	96	56	100			96		109	
120						88	104	97	57	101			97		110	
121						89	105	98	58	102			98		111	
122						90	106	99	59	103			99		112	
123						107	100	60	104			100		113		
124						108	101	61	105			101				
125						109	102	62	106			102				
126						110	103	63	107			103				
127							104		108			104				
128							105		109			105				
129							106		110			106				
130							107		111			107				
131							108		112			108				
132							109		113			109				
133							110		114			110				
134							111		115			111				
135							112									
136							113									
137							114									
138							115									
139							116									
140							117									
141							118									
142							119									
143							120									
144							121									
145							122									

(その2)

昇格前の職種 の級に適用さ れる俸給表の 号俸	昇 格 後 の 職 種 の 級										
	一 般 職 3 級	一 般 職 2 級	技 能 職 2 級	医 療 職 3 級	医 療 職 2 級	医 療 看護職 4 級	医 療 看護職 3 級	医 療 看護職 2 級	技術・調査専門職 3 級	技術・調査専門職 2 級	技術・調査専門職 1 級
	研 究 職 3 級	研 究 職 2 級									
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1
13	2	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1
14	3	2	1	1	1	1	1	1	5	1	1
15	4	3	1	1	1	1	1	1	6	1	1
16	5	4	1	1	1	1	1	1	7	1	1
17	6	5	1	1	1	1	1	1	8	1	1
18	7	6	1	1	1	1	1	1	9		
19	8	7	1	1	1	1	1	1	10	1	1
20	9	8	1	1	1	1	1	1	10	1	1
21	10	9	1	1	1	1	1	1	11	1	1
22	11	10	1	2	1	1	1	1	12	1	1
23	12	11	1	3	1	1	1	1	12	1	1
24	13	12	1	4	1	1	1	1	13	1	1
25	14	13	1	5	1	1	1	1	13	1	1
26	15	14	2	6	2	1	1	2	14		
27	16	15	3	7	3	1	2	3	14	1	1
28	17	16	4	8	4	1	3	4	15	1	1
29	18	17	5	9	6	1	4	5	15		
30	19	18	6	10	6	1	5	6	16	2	1
31	20	19	7	11	7	1	6	7	16	3	1
32	21	20	8	12	8	1	7	8	17	4	1
33	22	21	9	13	9	1	8	9	18	5	1
34	23	22	10	14	10	1	9	10	18	6	2
35	24	23	11	15	11	1	10	11	19	7	3
36	25	24	12	16	12	1	11	12	19	8	4
37	26	25	13	17	13	1	12	13	20	9	5
38	27	26	14	18	14	1	13	14	20	10	6
39	28	27	15	19	15	1	14	15	20	11	7
40	29	28	16	20	16	1	15	16	20	12	8
41	30	29	17	21	17	1	16	17	21	13	9
42	31	30	18	22	18	1	17	18	21	14	10
43	32	31	19	23	19	1	18	19	22	15	11
44	33	32	20	24	20	1	19	20	22	16	12
45	34	33	21	25	21	1	20	21	23	17	13
46	35	34	22	26	21	1	21	22	23	18	14
47	36	35	23	27	21	1	22	23	23	19	15
48	37	36	24	28	21	1	23	24	24	20	16
49	38	37	25	29	21	1	24	25	24	21	17
50	39	38	26	30	22	1	25	26	24	22	18
51	40		27	31	23	1	26	27	24	23	19
52	41		28	32	24	1	27	28	25	24	20
53	42		29	33	23	1	28	29	25	25	21
54	43		30	33	25	1	29	30	26	26	22
55	44		31	33	25	1	30	31	26	27	23
56	45		32	33	25	1	31	32	27	28	24
57	46		33	33	25	1	32	33	27	29	25
58	47		34	34	26	1	33	34	28	30	26
59	48		35	27	1	34	35	28	31	27	
60	49		36	28	1	35	36	29	32	28	
61	50		37	29	1	36	37	29	33	29	
62	51		37	29	2	37	38	30	34	30	
63	52		37	29	3	38	39	30	35	31	
64	53		37	29	4	39	40	31	36	32	
65			37	29	5	40	41	31	37	33	
66			37		6	41	42	32	38	34	
67			37		7	42	43	32	39	35	
68			37		8	43	44	33	40	36	
69			37		9	44	45	33	41	37	
70			37		10	45	46	34	42	38	
71			37		11	46	47	34	43	39	
72			37		12	47	48	35	44	40	
73			37		13	48	49	35	45	41	
74			38		14	49	50	36	46	42	
75			39		15	50	51	36	47	43	
76			40		16	51	52	37	48	44	
77			41		17	52	53	37	49	45	
78			41		18	53	54	38	50	46	
79			41		19	54	55	38	51	47	
80			41		20	55	56	39	52	48	

81			41		21	56	57	39	53	49
82			41		22	57	58	40	54	50
83			41		23	58	59	40	55	51
84			41		24	59	60	41	56	52
85			41		25	60	61	41	57	53
86			42		26	61	62	42	58	54
87			43		27	62		42	59	55
88			44		28	63		43	60	56
89			45		29	64		43	61	57
90			45		30	65		44	62	58
91			45		31	66		44	63	59
92			45		32	67			64	60
93			45		33	68			65	61
94			45		34	69			66	62
95			45		35	70			67	63
96			45		36	71			68	64
97			45		37	72			69	65
98					38	73			70	66
99					39	74			71	67
100					40	75			72	68
101					41	76			73	69
102					42	77			74	70
103					43	78			75	71
104					44	79			76	72
105					45	80			77	73
106					46	81			78	74
107					47	82			79	75
108					48				80	76
109					49				81	77
110					50				82	78
111					51				83	79
112					52				83	80
113					53				83	81
114					54				83	82
115					55				83	83
116					56				83	84
117					57					85
118					58					86
119					59					87
120					60					88
121					61					89
122					62					90
123					63					91
124					64					92
125					65					93
126					66					94
127					67					
128					68					
129					69					
130					70					
131					71					
132					72					
133					73					
134					74					
135					75					
136					76					
137					77					
138					78					
139					79					
140					80					
141					80					

別表第5の2

## 昇格の特定級表

職種	職種の級
一般職	4級
研究職	4級
芸術職	2級
技能職	5級
医療職	2級
医療看護職	3級

別表第6

## 復職等号俸調整換算表

事由	換算率
結核性疾患による休暇及び休職	2分の1以下
非結核性疾患による休暇及び休職	3分の1以下
刑事事件による起訴の休職（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
外国の政府等の招へいによる休職	3分の3以下
水難、火災等による生死不明の休職	3分の1以下
過員休職	3分の2以下
組合専従休職	3分の2以下
介護休暇	3分の3以下
育児休業	2分の2以下
自己啓発等休業	2分の2以下 (大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのもの以外のものにあっては2分の1以下)
配偶者同行休業	2分の1以下

別表第7

俸給の調整額の支給を受ける職員及び月額表

支給を受ける職員	月額
圧延板製造のための交替制勤務を行う職員の勤務時間に関する特例（平成6年造幣局訓令第23号）第2条に規定する職員として、正規の勤務時間による交替制勤務を命じられた職員	広島支局溶解課又は貨幣第一課に勤務する職員 12,200円
	広島支局保全課に勤務する職員 7,600円
警備員規程（昭和36年造幣局訓令第3号）第1条に規定する職員として、正規の勤務時間による交替制勤務を命じられた職員	1,600円
財務省本省への併任発令を受けて、専ら財務省本省の職務に従事することを命じられた職員	一般職5級の職員 19,600円
	一般職4級の職員 15,500円
	一般職3級の職員 7,800円
	一般職2級及び1級の職員 6,300円

別表第8 削除

別表第9

## 特殊勤務の作業内容及び手当額表

番号	作業の種類	作業の内容又は作業例	手当額	
			4時間以上	4時間未満
1	10メートル以上の足場等の架設物の上で行う作業	地上10メートル以上の高所において足場その他の不安定な架設物を利用して行う作業	円 270	円 170
2	著しく高いふく射熱にさらされる作業	溶解、製鍊、圧延及び工作工場で行う金属の溶解、圧延、焼鍔又は鋳造作業で著しく高いふく射熱にさらされる作業	280	180
3	有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業若しくは高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業	(1) 装金工場の羽布作業及びクローム酸粉末その他有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業	280	180
		(2) 溶解工場及び製鍊工場で行うじんあい又は粉末を著しく飛散する古るつぼ及び地金溶解かすの淘汰作業	280	180
		(3) 回収貨幣の選別作業及びこれに付随する作業	240	140
		(4) 試験工場の室内で行う高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業	280	180
		(5) 装金工場で行うクローム、金、銀その他のメツキ作業	280	180
		(6) 製鍊工場で行う電解作業	280	180
		(7) 工作工場で行う電気又はアセチレンガスによる溶接若しくは溶断作業	280	180
4	高圧活線に接近して行う作業	直流750ボルト、交流300ボルト以上の電圧加圧中の裸線に接近して行う作業。ただし、変電所の保守作業を除く。	280	180
5	重量物取扱作業	(1) 500キログラム以上の機械等の人力による運搬作業	240	140
		(2) 装金工場でコールドホビングマシン及びフリクションプレス等を用い10キログラム以上の極印を手で反復操作する作業	240	140
		(3) 10キログラム以上の地金及びシスルを人力により反復してひよう量運搬する作業	240	140
6	レントゲン作業	レントゲン写真撮影、透視又は治療等レントゲン機械を操作し、放射線にさらされる作業	230	130
7	有害危険な薬品を使用する作業又はそれらの薬品及び圧縮ガスの運搬作業	(1) 強酸又は強アルカリ性薬品を使用して行う材料地金の洗浄作業	280	180
		(2) 強酸又は強アルカリ性薬品又は酸素ボンベ等の運搬作業	280	180
8	伝染病菌が附着し、又は附着する危険がある物件の処理作業	(1) 伝染病菌が附着し、又は附着する危険のあるかくたん検査材料、検便用ふん尿及び綿花ガーゼを処分する作業(かくたん検査及び検便は含まない。)	230	130
		(2) 水洗便所の排便本管からためますまでの各個所における排便、排尿管等の修理作業	230	130
9	粉末又はじんあいを著しく飛散する作業	(1) 圧搾空気を使用し、じんあい及び砂を飛散する砂吹作業	200	120
		(2) 石こうの粉末を著しく飛散する型取作業	200	120
10	圧搾空気を使用して行う着色アミールの吹付作業		200	120
11	高いふく射熱にさらされる作業	(1) 夏期(7月、8月、9月)におけるガス炉による円形焼鍔作業	200	120
		(2) 試験工場における鉱石の溶解作業	200	120
12	3000ボルト以上の高圧線配電設備の保守作業		180	110